

健移発 0107 第 2 号  
令和 3 年 1 月 7 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局難病対策課  
移植医療対策推進室長  
(公 印 省 略)

### 臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について（その 2）

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、「臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 4 月 21 日厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室長通知）において、臓器提供候補者に対する P C R 検査の要否等についてお示ししたところです。

その後、新型コロナウイルス感染症について様々な検査キットが開発される中、国内の当該検査が円滑に実施されることを目的に各種検査法の意義や状況に応じて実施する検査についての考え方がまとめられた『新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針第 2 版（令和 2 年 11 月 10 日）』（別添）が作成されたところです。

今後、臓器提供候補者に対しては、別添を参考とし、状況に応じた適切な検査を実施していただきたく、貴管内の医療機関等にも周知の上、適切に御対応されるようお願いいたします。

また、当取指針は、今後の WHO による公表内容や国内における対応等の状況の変化を踏まえ、適宜改めていく予定であることを申し添えます。

なお、同趣旨の通知を文部科学省高等教育局医学教育課長、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長、各眼球あっせん機関の長、一般社団法人日本移植学会理事長、一般社団法人日本脳神経外科学会理事長、一般社団法人日本救急医学会理事長、一般社団法人日本集中治療医学会理事長、公益社団法人日本医師会会長、日本角膜移植学会理事長及び日本角膜学会理事長にも送付していることを、併せて申し添えます。